

名寄市地域防災計画の全面改訂について

全面改訂にあたっての考え方

- ① 減災、自助、共助、公助の考え方に基づいた改正
- ② 「命を守る行動」としての避難行動及び避難支援関係者の安全確保等
- ③ 全国的な自然災害の激化に対応するための体制及び対応の整備

主な改正の概要

- 平成 25 年災害対策基本法(平成 26 年 4 月 1 日施行)の一部改正に基づく改正
- 平成 25 年災害対策基本法(平成 26 年 11 月 21 日施行)の一部改正に基づく改正
- 平成 26 年土砂災害防止法(平成 26 年 1 月 18 日施行)の一部改正に基づく改正
- 国の「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 26 年 4 月)の改定に基づく改正
- その他の改正(水防法の位置付けを見直し他)

名寄市地域防災計画の全面改定の主な概要

平成 25 年改正災害対策基本法及び平成 26 年土砂災害防作法の関係による改正

地域防災計画の項目	内容	根 拠	
第 1 章 総則 及び 第 2 章 防災組織			
■第 2 章第 3 節本部の配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 警戒体制(警戒本部体制)をとれるように改正 「避難勧告等のガイドライン」の考え方に沿った本部体制の見直し 	■「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 26 年 4 月)	13p 24p
第 4 章 災害予防計画			
■第 5 節土砂災害予防計画	【土砂災害防止法の一部改正に伴う修正】 <ul style="list-style-type: none"> 避難路等の明示、避難訓練等の規定 土砂災害警戒情報の取り扱い規定(基準に規定) 	■土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第 8 条	62p
【新設】■第 9 節避難行動要支援者対策	「避難行動要支援者名簿」に関する項目の新設 (名簿の掲載項目等、避難行動要支援者班等の規定)	■災害対策基本法 第 49 条の 10 から 13 まで	76p
【新設】■第 11 節避難体制の整備(避難勧告等の基準及び指定緊急避難場所等の指定)	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告及び避難指示等の基準を新設 指定緊急避難場所、指定避難所の指定による改正 	■災害対策基本法 指定緊急避難場所 法第 49 条の 4 から 6 指定避難場所 法第 49 条 7 から 9 避難行動要支援者名簿 法第 49 条の 10～	83p
第 6 章 災害応急対策計画			
【新設】■第 2 節 動員計画 7 災害応急対策に従事する者の安全確保	災害応急対策に従事する者の安全確保の根拠規定を新設	■災害対策基本法	119p
■第 5 節 避難対策計画	指定緊急避難場所、指定避難所の指定。	■災害対策基本法	124p
■第 6 節救助救出計画	(避難の考え方を整理するため救助救出計画と分離)	指定緊急避難場所 第 49 条の 4 から 6、7 から 9	129p

名寄市地域防災計画の全面改定の主な概要

【新設】 ■ 放置車両の規定 第 15 節 2 放置車両の除去	・ 放置車両除去の規定の新設	放置車両除去 法第 76 条～	153p
第 9 章 災害復旧計画			
【新設】 ■ 罹災証明の発行	罹災証明の法定化に伴う項目の新設		238p
第 10 章 各種基準 【新設】			
1 洪水 2 土砂災害 3 その他(緊急告知ラジオ)	避難勧告等の基準の設定について ・ 洪水 ・ 土砂災害 ・ 緊急告知ラジオの運用	「避難勧告等の判断伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成 26 年 4 月改訂)	239p

軽微な改正項目は省略

防災担当

名寄市地域防災計画の全面改定の主な概要

その他の改正

第3章 災害情報通信計画

<p>■第2節 災害通信計画</p> <p>■第3節 通信途絶時の連絡方法</p> <p>【新設】</p> <p>■第4節 多様な情報伝達手段の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象警報「特別警報」を追加 ・ 災害情報通信の災害時の対応に総務省による支援について追加 ・ 緊急告知ラジオの運用開始に伴い、Jアラート、Lアラートの規定を新設 	<p>気象法 総務省総合通信局 総務省消防庁</p>	<p>29p 45p</p>
<p>【移動】</p> <p>■第5章水防計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防法に基づくリエゾンに関する規定の新設 ・ 水防法と北海道水防計画及び名寄市水防計画の位置付けを明確化した。 ・ 水防法を根拠とするため池、ダムに関する規定を統合した。 ・ 要援護者施設の情報及び名寄市洪水ハザードマップの規定を整理 	<p>北海道地域防災計画 北海道水防計画 水防法</p>	<p>91p 103p 101p</p>